

答申第279号（諮問第346号、第348号、第350号、第352号及び第354号～第361号）

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和4年4月8日、4月11日及び4月27日付けで公文書が特定できないことを理由として行った公文書不開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、諮問第346号、第348号及び第350号については、令和4年3月11日付けで、諮問第352号及び第354号から第358号までについては、令和4年3月23日付けで、諮問第359号から第361号までについては、令和4年4月13日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求のうち、諮問第346号、第348号及び第350号に係る本件開示請求については、令和4年3月17日付けで、諮問第352号及び第354号から第358号までに係る本件開示請求については、令和4年3月31日付けで、審査請求人が本件開示請求書に記載した内容では、公文書の特定ができず、不十分であるとして、条例第8条第2項の規定に基づき、公文書開示請求書の補正依頼（以下「本件補正依頼」という。）を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、本件補正依頼について、補正（以下「本件補正」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件開示請求書及び本件補正書から、本件開示請求する公文書の名称又は内容を別表のとおり確認し、本件開示請求に係る公文書が特定できないとし

て、諮問第346号、第348号及び第350号については令和4年4月8日付け、諮問第352号及び第354号から第358号までについては令和4年4月11日付け、諮問第359号から第361号までについては令和4年4月27日付けで、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、諮問第346号、第348号、第350号、第352号及び第354号から第358号までについては令和4年4月13日付け、諮問第359号から第361号までについては令和4年6月1日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月6日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (7) 当審査会は、本件審査請求に係る諮問第346号、第348号、第350号、第352号及び第354号から第361号までについて、審査請求人が同一であること、審査請求の内容及び本件処分が同様であると認められることから、これらを併合することとし、令和6年1月15日付けで、審査請求人及び諮問庁に通知した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨  
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由  
開示請求に対する決定に不服があり、審査請求する。
- (3) 反論書の趣旨  
本件処分に対して審査請求する。

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件開示請求時並びに本件補正時において、公文書の名称その他の本件開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項について、実施機関からの調整及び確認に応じることなく、およそ公文書を特定するために必要な事項とはいえない内容の本件開示請求書並びに本件補正書を提出し、実施機関が公文書の特定を容易にできるような協力を一切行うことはなかった。

公文書の特定について審査請求人から協力を得られないことから、本件開示請求書又は本件補正書の内容のみにて、本件開示請求に係る公文書の特定をせざるを得ないところ、その内容からは本件開示請求に係る公文書が特定できなかつたため、本件処分を行ったものである。審査請求人は、本件処分に対して本件審査請求を求めるのであれば、まずは実施機関が公文書の特定を容易にできるよう協力するべきである。

なお、審査請求人は審査請求書において、「不備不服で審査請求する」のほか、意見を記載しているが、本件審査請求に係る内容ではないことから、実施機関はこれについての意見は述べない。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

本件処分は、本件開示請求に係る公文書が特定できないことを理由として行った公文書不開示決定である。

実施機関は、審査請求人がおよそ公文書を特定するために必要な事項とはいえない内容の本件開示請求書及び本件補正書を提出し、実施機関が公文書の特定を容易にできるような協力を一切行わなかつたため、本件開示請求書又は本件補正書の内容のみにて、本件開示請求に係る公文書の特定をせざるを得ず、その内容からは本件開示請求に係る公文書が特定できなかつたと主張する。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に対する決定に不服がある旨、主張し、本件処分の取消しを求めている。

そこで、以下、実施機関が行った本件処分の違法性及び不当性について検討する。

### (2) 本件処分の違法性及び不当性について

開示請求の手続については、条例第8条に規定され、開示請求者は、開示請求書に「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載しなければならないとしている（条例第8条第1項第3号）。

この「開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」については、実施機関の職員が当該記載から開示請求者が求める公文書を他の公文書と識別できる程度の記載があれば足り、記載された公文書が特定されたものとして扱うと解されている。

当審査会において本件開示請求書及び本件補正書を見分したところ、その内容は理解し難く、本件開示請求書及び本件補正書の記載から本件開示請求に係る公文書を特定することはできないと認められる。

これに対して、審査請求人から公文書の特定を容易にできるような協力も得られなかったことから、最終的に実施機関は本件開示請求に係る公文書を特定することができず、本件処分をせざるを得なかったことが認められる。

そうすると、本件処分に違法性は認められず、また不当性も認められないと言える。

### (3) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

当審査会において、本件審査請求書を見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」の記載が不十分であることが認められた。

諮問庁は口頭による審査請求書の内容確認を行っているが、今後同様の事例が生じた場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第23条に基づく審査請求書の補正を審査請求人に命じ、提出された書面により審査請求人の意思確認を行うという、行服法の規定に則った対応が望まれる。

（答申に関与した委員の氏名）

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月 6日	諮問(諮問第346号、第348号、第350号、第352号及び第354号から第361号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 8月 1日	審議 (第三部会第176回審査会)
令和5年10月10日	審議 (第三部会第177回審査会)
令和5年11月 7日	審議 (第三部会第178回審査会)
令和5年12月20日	審議 (第三部会第179回審査会)
令和6年 1月30日	答申

## 別表

諮問番号	開示請求する公文書の名称又は内容
346	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
348	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
350	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
352	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
354	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
355	<p>〇〇〇の交通反則告知書について裁判所で嘘で殺人を犯した平成24年12月23日の犯罪の調査をしてその後、偽造公文書を作ってそれに公用文書毀棄罪を犯した警察官の監察室での調査結果の原本</p>
356	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>

諮問番号	開示請求する公文書の名称又は内容
357	<p>ニセの虚偽公文書である〇〇〇〇についてたとする虚偽公文書作成し、同行使した時の公用文書毀棄罪の埼玉県警警察官の指紋がついてるので、これは行政が殺人行為をするための虚偽公文書であるから捜査文書ではなく、行政文書であるから、提出せよ。その公用文書毀棄罪を、埼玉県警が自ら殺人罪を犯す時についてその公用文書毀棄罪の対象物についてた指紋と、その指紋の警察官の照合結果と、殺人行為が、〇〇〇〇署の1階で2度行なわれたのでその防犯ビデオ</p>
358	<p>(趣旨) 被告らは原告に9,999兆円支払え 訴訟費用は被告らの負担との判決を求める</p> <p>(罪状) 異常性違法性。殺人 殺人殺害未遂 殺人未遂を起こす際の致死傷罪 (略)</p>
359	<p>鑑定 (〇〇〇法医学博士) が、鋭利な刃物 (おそらく解剖用メス) で切ったと鑑定してある鋭利な刃物について、平成27年9月26日に〇〇〇〇署の鑑識の人間が第5回目の殺人をやった時のスピーカーについてた指紋を鑑識する時に、その鋭利な刃物で切ったのは、自分であると証言したので、その鋭利な刃物は、捜査のためではなく、何のためにその鋭利な刃物で切ったのか。</p> <p>法廷での偽証の通り、それは、平成24年12月18日に受領拒否があったと言った通り、もし、2枚目以降5枚目までが、同23日に、すべて書かれたとすることを鑑定で〇〇〇と、埼玉県庁の〇〇〇と〇〇〇が鑑定証明できなかったら、同18日にこの〇〇〇を〇〇〇が、自分達が鋭利な刃物 (解剖用メス) で切ったことを、〇〇〇にニセ旗で、おしつけようと、公安警察が考えたものであるから、その殺人罪 (未遂) の犯行の証拠であり、捜査用のものではないので、行政殺人のためのものであるから、情報公開法で、情報公開請求できる。</p>

諮問番号	開示請求する公文書の名称又は内容
360	<p>時期は、ジュディシャル殺人事件の第一審と第二審の間にすでに偽造公文書である〇〇〇についてたとする裁判所に提出した供述調書甲の偽造公文書に、公用文書毀棄を犯罪としてやったものの原本。写しは〇〇〇所有。ただし、〇〇〇に事実としてついていた原本は署名押印（〇〇〇の実印）が付いており、それは、〇〇〇検事は、情報公開請求すれば、すぐに出すと録音テープ（平成25年1月25日か28日の録音テープ）で明確に言っており、必ず出さなければならない。それは、捜査記録ではなくて、ただ単なるジュディシャル殺人用の殺人用偽造公文書に殺人用偽造公用文書毀棄罪を行なったものであるから、行政殺人用文書であり、捜査文書ではない。監察官室の〇〇〇は、録音テープで、平成24年12月23日午前11時30分から平成24年12月23日午後1時05分につくられた事実の本物の供述調書甲に〇〇〇の実印を押した供述調書甲と、裁判所に提出した供述調書甲の偽造公文書に、公用文書毀棄罪を犯罪としてやったものと、事実あった署名押印（実印）があるものとは違っており、その原本とされたものは、偽造公文書に公用文書毀棄罪を施したものであるから、行政殺人用のニセ物である。</p> <p>〇〇〇の筆跡鑑定で、筆跡は〇〇〇のものではない。検察出身の〇〇〇も〇〇〇が書いたものでないならニセ物であると言った。</p>



諮問番号	開示請求する公文書の名称又は内容
361	<p>〇〇〇検事は、平成24年12月23日に〇〇〇に、現実に事実としてついでたと言ってるもの（供述調書甲）を裁判でも情報公開請求すれば出すという証言をとられているので、テープがある。従って、そのついでたものの原本を出すと、殺人罪（警察の）が未遂ではあるが、成立するので、そして、それを公用文書毀棄罪を手とかで毀棄することによって、〇〇〇が目撃した通り「自分が公用文書毀棄罪をやりましたと言ったので、その偽造された公用文書毀棄された偽造公文書は殺人罪（未遂）のためのものであるから、捜査でもなく、行政殺人文書でそれについての指紋を持つ者は、今日ニューヨークのブルックリンの銃発砲犯人の情報と同じく、その時の公文書偽造と、公用文書毀棄罪の全体を知っている「全事情を知っている者」であるから事件の容疑者でもあり、それらの指紋は、警察官の指紋情報に照らせば、すぐに全員が照合でき、全事情を聞き出せて、更にその中の2017年9月17日に、「私がやりました。」と言った者もいるはずだ。警察官は〇〇〇が顔と、姿形を覚えているので、その情報は、捜査情報をでっち上げてジュディシャル殺人を犯すための行政殺人行為であるから、捜査情報として逃げることはできず、情報公開法によって開示すべきである。</p>